

経営事項審査総合評定値通知書(写し)の提出について(お願い)

公共工事を国、地方公共団体等から直接請負う建設業者は、経営事項審査を毎年受ける必要があります。有効期間(審査基準日から1年7箇月)が切れる前に手続きをし、総合評定値(P)の記載のある経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が届き次第提出してください(郵送可)。

提出されない場合は、建設業法の規定により公共工事の契約の相手方になれないため、当該通知書が提出されるまで、本市の競争入札等に参加できないので注意してください。なお、個別に当該通知書が未提出である旨の連絡は致しませんので、ご理解とご協力をお願いします。

①提出期限

平成30年2月28日(水) 未提出の方のみ

②審査基準日

平成28年10月1日～平成29年9月30日

③提出先等

石川県輪島市二ツ屋町2字29番地

輪島市役所 総務部監理課 監理係

電話 : 0768-23-1121